

# 貸付制度の概要について

## 1 介護福祉士修学資金

### (1) 目的

介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得後に群馬県内で介護等の業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### (2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

### (3) 貸付対象・条件等

#### ①貸付対象

下記のア～エの全てに該当する方

ア・群馬県内の介護福祉士養成施設に在学している方

・群馬県外の介護福祉士養成施設に在学している方で、かつ、群馬県内に住所を有している方

・群馬県外の介護福祉士養成施設に在学している方で、かつ、介護福祉士養成施設に在学することとなった年度の前年度に県内に住所を有していた方であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居した方

イ 介護福祉士養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士の登録を行い、群馬県内において介護等の業務に従事する意思がある方

ウ 同種の修学資金※を他から受けていない方

※ 同種の修学資金…離職者訓練による介護福祉士訓練、生活福祉資金の修学資金、母子寡婦福祉資金の修学資金、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」等が該当します。

エ 家庭の経済状況等から修学資金の貸付けが必要と認められる方（世帯の年間所得の合計額が1,000万円未満とします。）

#### ②貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学費 月額 50,000円

国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円（卒業年度・その前年度に限る）

入学準備金 200,000円（初回の貸付時）

就職準備金 200,000円（最終回の貸付時）

※生活費加算（年齢や居住地域で異なります。詳細は別表でご確認ください。）

※生活費加算については、一定の要件があります。

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、養成施設に在学する期間を限度とします。

### (4) 連帯保証人

貸付希望者と別の生計を営む方を1名選任してください。貸付希望者が未成年の場合は法定代理人としてください。ただし、法定代理人が返済能力を有しない場合は、別途連帯保証人を立ててください。

個人及び法人の連帯保証人はそれぞれ下記を全て満たす個人、法人とします

#### ①個人の連帯保証人の要件

・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の方

- ・貸付希望者と独立の生計を営む方（貸付希望者が未成年者を除く。）
  - ・保証能力を有する方
- ②法人の連帯保証人の要件
- ・登記されている法人であること
  - ・法人が貸付事業を実施する個人の保証人になることについて、法人の事業の位置づけを行っており、かつ、関係法令等に抵触していないこと
  - ・保証能力を有すること

(5) 貸付方法

修学資金は、県社協と修学生との契約により貸し付けます。

(6) 資金の交付

貸付方法

- ① 貸付契約により、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。
- ② 入学準備金は、第1回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。
- ③ 就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。
- ④ 国家試験受験対策費用は、平成29年度以降、介護福祉士養成校卒業見込みの者であって当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する者が対象となります。

(7) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ① 養成施設を退学したとき
- ② 心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑥ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(8) 貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設を休学し、または停学の処分を受けたとき

(9) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

- ① 返還が始まる時
  - ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき
  - イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において介護等の業務に従事しなかったとき（本会が認める場合に限り、卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日まで返還を猶予ができる場合があります。）
  - ウ 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなるととき
  - エ 介護等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還の期間は、貸付けを受けた期間の2.5倍に相当する期間とします。

- ③ 正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

## (10) 返還の猶予

申請により返還が猶予できるとき

- ① 資金の貸付けを解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 県内において介護等の業務に従事しているとき
- ③ 卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設修学生だった者が社会福祉士養成施設で修学しているとき）
- ④ 被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

## (11) 返還債務の免除

申請より返還債務が免除となる時

ア 卒業後1年以内に、県内で介護等の業務に就き、引き続き5年間その業務に従事した場合（毎年、修学資金返還債務猶予申請書および在職証明を提出していただきます）

※中高年離職者（入学時点で45才以上で離職して2年以内）や過疎地勤務（勤務地の限定があります）の場合は、別に免除要件がありますので、個別に相談してください。

イ 介護等の業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

返還債務の一部が免除される時

- ア) 県内で介護等の業務に従事した場合で、その期間が貸し付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき（審査があります）
- イ) 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき。（審査があります）

## (12) 申請方法

### ①申請者に係る提出物

#### 共通

- ・修学資金貸付申請書（別記様式第1号）
- ・身上調書（別記要領様式第2号）
- ・申請者と生計を一にする家族全員の住民票
- ・申請者と生計を一にする家族の所得証明書
- ・介護福祉士養成施設の長が発行した推薦調書（別記要領様式第3号）
- ・自己推薦書（別記要領様式第4号）
- ・戸籍抄本（日本国籍の方のみ）
- ・在留カードの写し（留学生を含む外国籍の方）

#### 中高年離職者※

- ・離職したことを証する書類
- ※介護福祉士養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者

#### 外国人留学生

- ・所得証明書を提出できないことの弁明書等（所得証明書を提出できない場合）

### ②連帯保証人に係る提出物

#### 個人の連帯保証人

- ・住民票
- ・所得証明書

#### **法人の連帯保証人（外国人留学生のみ対象）**

- ・登記事項証明書
- ・前年度から2カ年分の決算書
- ・個人の保証人になることについて、法人の事業として位置づけを行ったことがわかる書類（定款又は寄付行為のうつつし、法人が原本証明をしたもの）

### **（13） 届出の義務**

届出が必要なとき

- ①修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先等に異動があったとき
- ②修学生が退学、留年、休学、若しくは停学又は復学したとき
- ③就業したとき
- ④就業先を変更したとき
- ⑤死亡したとき

### **（14） 留意事項**

- ・養成施設への就学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象となりません。
- ・貸付の適否は必ず審査があります。審査の結果、御希望に沿えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・養成施設は、外国人留学生について群馬県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱、同運営要領、同事務取扱規程に基づく手続に関する一切の責任を負うものとします。

(別表) 生活費加算 ( (3) 貸付対象・条件等②貸付額等 関係)

(単位:円)

年 齢	級地区分					
	1 級地- 1	1 級地- 2	2 級地- 1	2 級地- 2	3 級地- 1	3 級地- 2
1 9 歳 以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
2 0 ~ 4 0	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
4 1 ~ 5 9	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
6 0 ~ 6 9	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
7 0 歳 以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。

(参考) 群馬県 級地区分

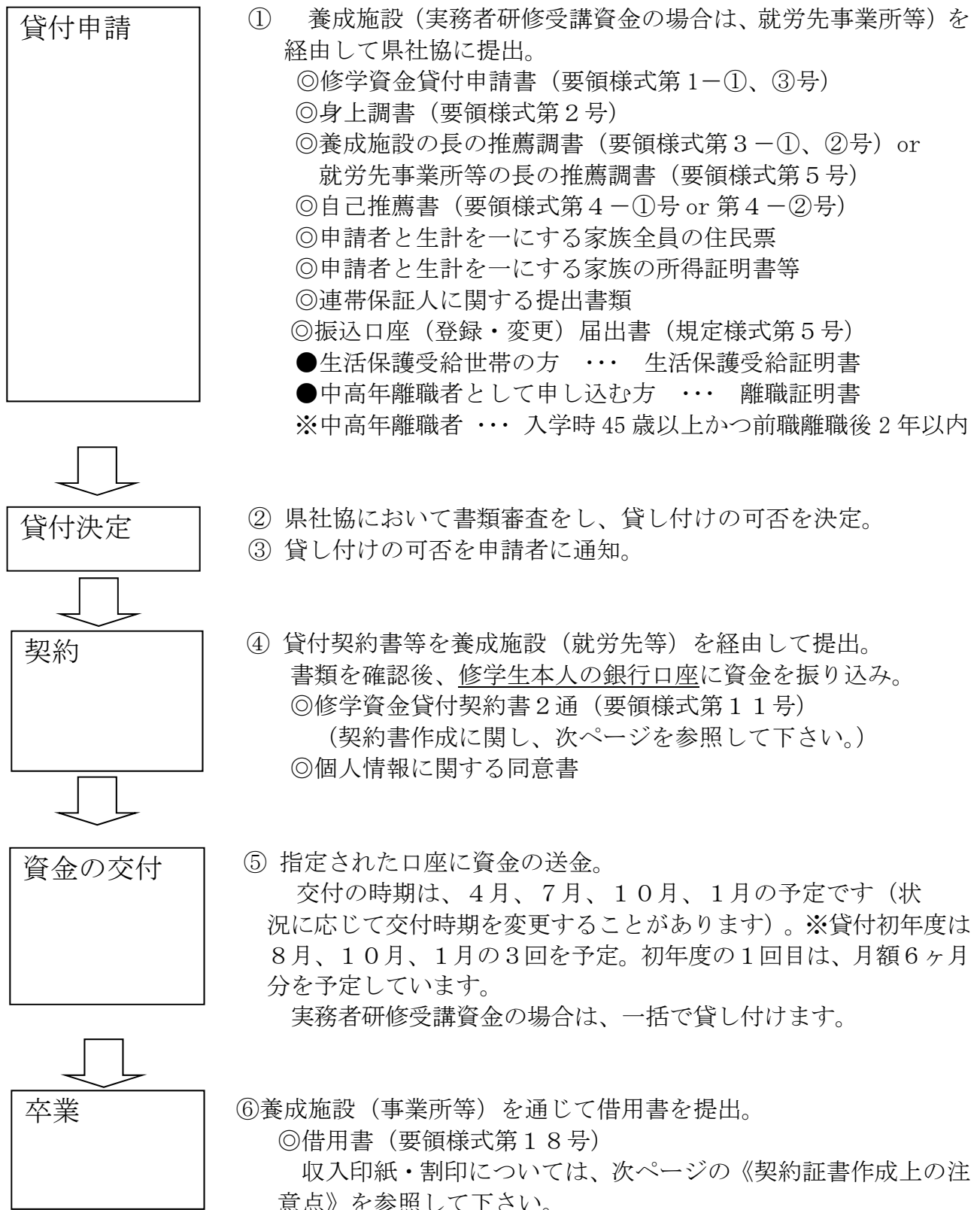
2 級地- 1 前橋市 高崎市 桐生市

3 級地- 1 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市  
吾妻郡草津町 利根郡みなかみ町 邑楽郡大泉町

3 級地- 2 1 級地、2 級地及び3 級地- 1 以外の市町村

### Ⅲ 手続きについて

#### 1 貸付申込み～卒業までの手続き



## 2 養成施設在学中の手続き

進級した場合

- ① 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けるときは、以下の書類を養成施設を経由して県社協に提出。
- ◎在学証明書（新年度のもの）
  - ◎成績証明書

退学  
留年  
休学  
停学  
復学  
した場合

- ① 退学・留年・休学・停学及び復学した場合は、以下の書類を養成施設を経由して県社協に提出。
- ◎休学・復学・退学等届（要領様式第28号）
  - ※ 休学・停学の期間中は、貸付が休止となります。

貸付辞退  
する場合

- ① 進路変更等により貸付を辞退するときは、以下の書類を養成校を経由して県社協に提出。
- ◎修学資金等貸付辞退届（要領様式第19号）

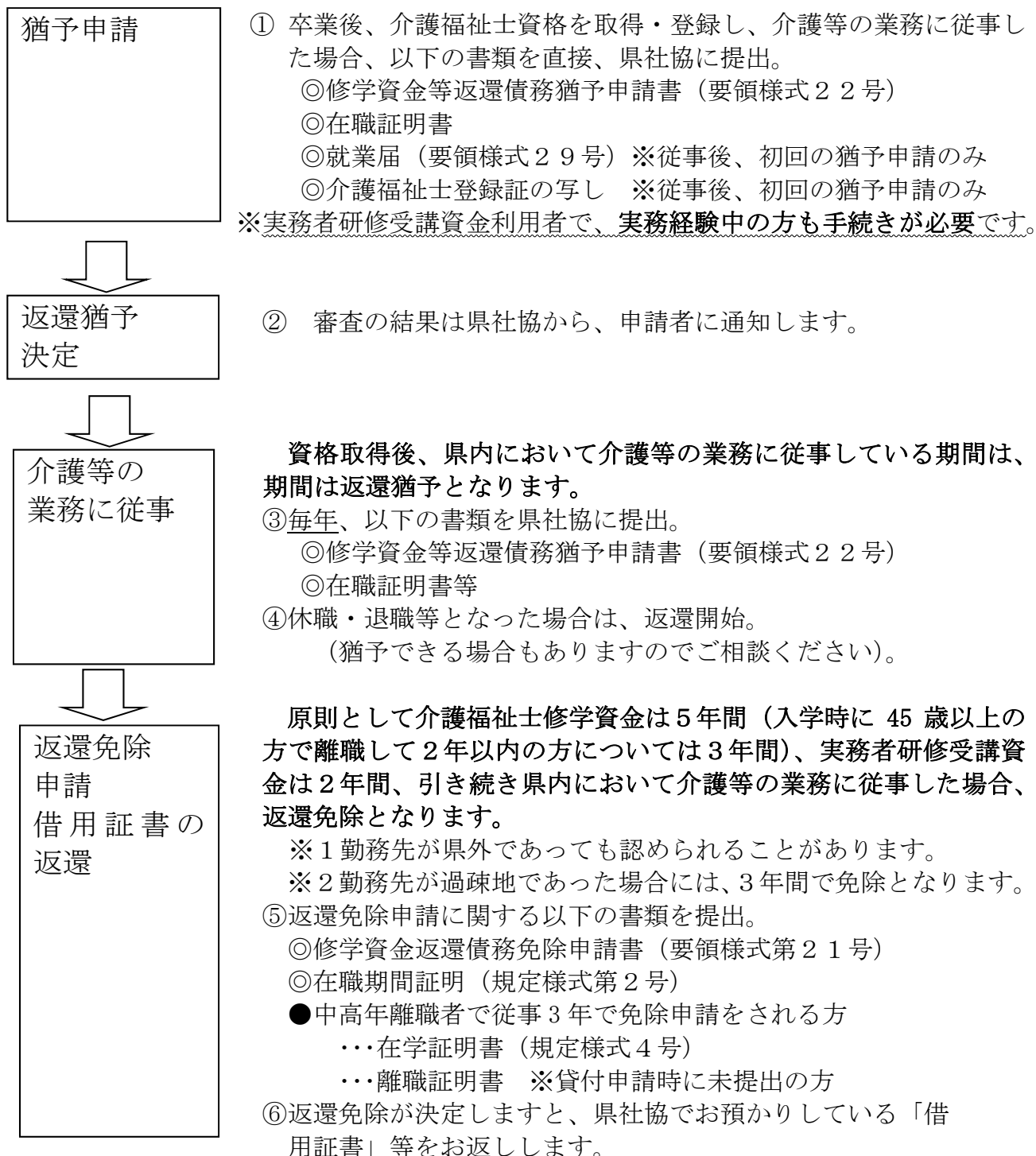
### 3 養成施設卒業後の手続き

#### (1) 返還猶予・免除の場合

養成施設を卒業（国家資格に登録）し、1年以内に県内において介護等の業務に従事した場合は返還猶予を猶予します。

さらに、介護等の業務に指定の期間以上従事した場合は貸し付けた修学資金の返還を免除することができます。

※ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格出来なかった場合で、かつ翌年度の国家試験を受験する意思がある場合も猶予申請が必要になります。





## (2) 返還の場合

下記にいずれかに該当した場合、返還の理由が生じた日から15日以内に次の手続きが必要となります。

- ・ 契約が解除された場合
- ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を受けなかったり、県内で別表（前頁）に定める介護等の業務に従事しなかったりした場合
- ・ 介護等の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障に介護等の業務に従事できなくなった場合

返還計画申請

- ① 修学資金の返還を開始する場合、以下の書類を提出。  
◎修学資金等返還計画書（要領様式第25号）  
※ 留年、又は他種の養成施設への進学の場合、返還猶予が認められる場合がありますので、ご相談下さい。

貸付金の返還

- ② 県社協より「修学資金等納入通知書」を送付。  
「修学資金等納入通知書」に記載されている返還計画により、直ちに返還していただきます。

借用証書の返還

- ③ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」等を返却。

### <返還期間及び返還方法>

ア 修学資金の貸付を受けた期間に2.5を乗じた期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、貸付を受けた期間に2.5を乗じた期間と猶予された期間を合計した期間）内に月額34,000円を、月賦均等払いにより返還しなければなりません。

ただし、繰り上げて返還することも可能です。

イ 返還金の支払方法は、提出された「返還計画書」により、群馬県社会福祉協議会が、修学生あてに返還の承認通知をするとともに、後日、払込取扱書を送付しますので、これにより最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で納入してください。

### <延滞利息>

ア 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合（閏年の期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利子を徴収します。

## 4 その他の手続き

### ◇修学生または連帯保証人の氏名、本籍地または住所を変更したとき

- ◎変更届（要領様式第27号）
- ◎変更内容がわかる次の書類のいずれか
  - ・住民票（婚姻による場合は戸籍抄本）
  - ・運転免許証の写し
  - ・パスポートの写し

### ◇連帯保証人を変更したとき

- ◎連帯保証人変更届願（要領様式第13号）
- ◎連帯保証人に関する以下の書類のいずれか
  - ・住民票
  - ・運転免許証の写し
  - ・パスポートの写し

### ◇就業先を変更したとき

- ◎就業先変更届（要領様式第30号）
- ◎新就業先の在職証明書

### ◇修学生が死亡したとき

- ◎死亡届（要領様式第31号）
- ◎死亡診断書または戸籍抄本